

明治中期におけるニシン漁夫の雇用システム

～住吉屋西川家を事例に～

菅原慶郎

はじめに

本論では、明治中期（明治20年前後）に北海道日本海側の高島・忍路二郡（現：小樽市西部）で、ニシン主体の漁場を経営する住吉屋西川家の漁夫の募集から解任に至る雇用サイクルからシステムの全容を明らかにする。

北海道における産業としてのニシン漁は、18世紀後半頃から本州方面での商品作物（綿作・藍作など）を中心とした肥料（金肥）利用の高まりを背景に、出稼ぎ漁民による「追鯨」を促したことで拡大され、明治30（1897）年にピークを迎える。これまでニシン漁や商品流通に関する歴史については体系的な研究¹のみならず、北海道各地においても着実に進められてきた²。また漁夫雇用に注目した研究もあるものの³、明治20年頃における具体的な漁夫の雇用サイクルの経過に特化したものはみない。

そこで、遅くとも18世紀よりタカシマ・ヲシヨロの場所請負商人となり、ニシンを主体とする漁場の経営も兼ねた住吉屋西川家⁴を検討対象とする。当家は、明治20年代に道内トップクラスの40ヶ統以上もの建網を所有するニシンの親方であったという⁵。本稿では西川家文書のうち、これまでほとんど用いられていない「商店日誌」（以下、日誌と表記）を検討対象とし、ニシンの漁場で使役される漁夫の雇用サイクルを復元する。日誌は、明治17～23年の忍路支店及び高島・小樽堺町分店（以下、忍路店・高島店・小樽店と表記）の計3店舗分の大半が残存しており、各店の役割分担のみならず、店が立地する地域的特性にまでも踏み込める点⁶が注目される。日誌を扱うにあたっては、毎年記述内容・量に差がみられる点や書き手の変化・意図など

も含めて、断片的な情報にも注意を払う必要がある。加えて、日誌をみると膨大な情報が記載されているが、なかでも復元率が高いと目される明治18～19年と22～23年の計4年分のニシン漁に向けた動向に特化して読み解きたい。4年分ともなると長文となるが、全体を俯瞰して見えることもあるため、あえて逐一記述する。

住吉屋西川家の文書群は、滋賀県立大学図書情報センターと滋賀大学経済学部附属史料館を主体として、小樽市総合博物館においても所蔵・保管されている。そのうち日誌は、各店舗で記録された月次日誌が、後者二館に総計200冊以上残されている。なお史料においては、句読点を随時付与したのち現代仮名遣いに修正し、主要登場人物の経歴を文末脚注で示しておく。

一、漁夫の募集

ここでは住吉屋西川家の日誌から、忍路・高島各店でニシン漁に向けた漁夫募集の経過について時系列的に明らかにする。

最初に、明治18年春のニシン漁に向けての経過であるが、忍路店の前年（17年）11月の動向から検討する。11月8日の忍路店の記事では、「音信」欄に「南部雇夫募集ノ件ニ付、兼テ雇夫ヨリ仕出シタル借入金証書七通外ニ委任状二通、阪本與七ニテ中村栄吉⁷ニ送リタリ」⁸と書かれ、「記」欄に「番人阪本與七、南部へ帰国ニ付、今回募集スベキ雇夫員数書及ヒ本年帰国番人姓名調外ニ募集雇夫給料前金共同人ニ相渡ス」⁹とある。南部地方（日誌では現在の青森県東部を指す）で漁夫を募集することに加え、南部出身の番人（常勤の店員）の帰郷にあわせて、漁夫募集の書類や雇用にかかる金銭を持参させたことがわかる。「兼テ」とあることから、以前より南部で漁夫を雇用したことも判明する。13日には「手代中村栄吉ニ南部雇夫募集ノ件ニ付、葉書ニテ函館マテ通信セリ」¹⁰とあって、20日に「南部雇夫募集ノ件ニ付、函館マテ中村栄吉ニ書状差出ス」¹¹と続き、雇用に関する情報交換の様子が見受けられる。本件、小樽店の日誌によると、16日に「一、東京ニ於テ中村栄吉ヨリ忍路店

行ノ電信午後七時達セリ」¹²とあり、翌日の忍路店の日記に「東京滞留先手代中村栄吉ヨリ金員持参ノ事ヲ電報ニテ通信」¹³と記述があることから、南部へ派遣された中村栄吉は当時上京中であったことが判明する。当初、函館へ出された情報はどのように処理・伝達されたのか、ほどなく東京滞在中の中村より返信があることから、おそらく函館から東京へ伝達されたのであろう。忍路店では、中村が函館に滞在中と認識していたと理解されよう。12月の経過であるが、16日の忍路店の日記では「一、南部表出張先手代中村栄吉へ雇夫募集ノ件、書留郵便ニテ照会セリ」¹⁴とあり、21日に「一、南部表出張先手代中村栄吉へ雇夫募集ノ件、郵便をかき■■■照会セリ」¹⁵とある。さらに27日の小樽店の日記をみると、「八戸表^{ママ}中村栄吉ヨリ忍路支店行ノ電報達スタリ」¹⁶とあって、翌日の忍路店の日記に「一、南部八戸表^{ママ}中村栄吉ヨリ雇夫ノ件、電報ニテ回答アリ」¹⁷と続く。ここから西川家の電報伝達のシステムについては、最初に小樽店へ届き、そこから忍路店へと送られたことがわかる。その理由は当時、忍路に電報局は存在せず、小樽か余市にあったことによるとみられる¹⁸。年が明けて18年1月の経過であるが、2日の忍路店の日記には「(前略)南部表出張先手代中村栄吉ヨリ旧臘二十四日付ニテ、雇夫募集ノ件郵寄」¹⁹とあって、電報より9日も時差のある郵便が南部から届く。4日の小樽店の日記によると「一、八戸ニテ中村栄吉ヨリ忍路店ノ電報到達」²⁰とあり、翌日の忍路店の日記に「一、南部表出張先手代中村栄吉ヨリ昨日八戸発電報ニテ雇夫ノ件照会、直チニ電信ニテ回答セリ」²¹とある。その後、11日の小樽店に「一、南部表手代中村栄吉ヨリ新年ノ祝詞並ニ雇夫ノ件、本月二日野辺地発郵書到達」²²とあって、やはり9日を要して郵便が南部から到来する。また18日の忍路店の日記では「一、南部表中村栄吉ヨリ彼地雇夫ノ件通信アリ」²³とあり、20日にも「一、南部出張先ナル中村栄吉ヨへ雇夫ノ件ニ付、電報ニテ通信セリ」²⁴と記載され、電信を使用して活発な情報交換がされる。

一方、18年春に向けた高島店における漁夫募集のシステムについては、次年度の日記から判明する。すなわち18年9月19日の高島店の日記によると、

「一、忍路支店ヨリ予テ昨年中モ申入ニ相成候廉モ有之候漁場雇人ノ儀、是迄当方ニテハ函館^マ下^マ在ニテ相雇置候処、明年ヨリ右ヲ相廢シ、己テ南部表ニテ可雇入事既ニ忍路支店ニテハ、一同南部地ニテ雇入居候得ハ、両店トモ同様南部ニテ雇入可被成趣ニ付、漁場頭役南部帰国ノ者有之候ハハ右之事申合可被成様、本日番人治三郎婦便書面ニテ申越ニ付、即時漁場頭役中へ告達」²⁵とある。これより高島店において前年（17年度）までは独自に函館で漁夫を雇用したが、今年から忍路店と歩調をあわせて南部での一括雇用に変更したことがわかる。25日の日誌に「一昨二十三日付ヲ以テ忍路支店へ発信(中略)過日申入ニ相成候明春鯨場雇入、南部ニテ一手雇入ニ付テハ、何分手始ノ事故当方へ向ケ百十人丈ケ頼入方申請ス」²⁶とあって、より具体的な構想が判明する。さらに10月22日の日誌には「一、函館在下湯ノ川村黒嶋松蔵外四名ノ者エ、来春鯨雇人ノ云々書面ヲ以テ申遣ス」²⁷とある。おそらく函館の黒嶋らは、前年まで高島店から漁夫雇用を依頼された仲介人（あるいは雇夫本人か）とみられる。ここで今後、南部での雇用に変更することを報告したのではないか。

次に、19年春のニシン漁に向けた雇夫募集経過であるが、18年11月27日の忍路店の日誌では「一、忍路・高島両所漁場雇夫南部地ニ於テ募集ノ為メ、手代中村栄吉外ニ随従トシテ稼方沢野勇太郎兩名、本日彼ノ地へ向ケ出立シタリ」²⁸とあり、南部に漁夫募集のために前年と同じく手代の中村栄吉が出発する様子が記載される。注目されるのは「忍路・高島両所漁場雇夫」とあり、両店あわせての漁夫雇用について明記されている点である。同日の小樽店の日誌では「一、忍路店ヨリ中村栄吉外若工者三名來樽セリ」²⁹とあって、翌日に「(前略)午前十一時汽船田子の浦丸へ乗船午後一時当港^{かいらん}解纜セリ、同船ニテ中村栄吉外ニ若工者一名南部地方へ漁場人夫雇入ノ為メ乗船、函館迄支配人ト同船セリ」³⁰と続く。つまり中村らは忍路から小樽へ向かい、そこから汽船で函館まで南下したと理解できる。29日の小樽店の日誌をみると「函館小西方ニテ大場支配人³¹ヨリ無事着ノ電報アリ」³²との記述がある。その後12月1日には「一、青森ニテ中村栄吉ヨリ安着ノ電報達セリ」³³とある

ことから、函館から青森へ移動したことがわかる。9日の忍路店の日誌には「一、南部地出張先中村栄吉へ募集雇夫員数書郵送セリ」³⁴とある。25日に「一、八戸ニ於テ中村栄吉（後略）ヨリ電報来達」³⁵とあり、さらにこの間、青森から八戸へ移動したことがわかる。明けて19年1月20日に小樽店へ「一、八戸ニ於テ中村栄吉ヨリ電報達シタリシガ（後略）」³⁶と記載され、翌日には「一、在八戸中村栄吉へ返報通セリ」³⁷とあり、引き続き八戸に滞在中であった。それから昨年と同様に「（前略）南部野辺地ニテ中村栄吉ヨリ本月五日付賀表並ニ雇夫ノ件（中略）本日郵着シタリ」³⁸と、中村から賀状等が郵送されるが、なんと16日も要した（前年は9日で到着）。加えて17日に「一、大畑ニテ澤田春松ヨリ雇夫ノ件来信アリ」³⁹と、大畑（現：むつ市大畑）で番人（澤田春松）との漁夫に関するやり取りも記録される。

引き続き、22年春に向けての動向である。前年の21年11月24日に「一、本日忍路店ヨリ中村栄吉ハ、例年ノ通り漁夫雇入ノ為メ、南部地方へ出張スルニ付来店セリ」⁴⁰と記され、翌日に「一、中村栄吉ハ本日出港ノ田子ノ浦丸ニ乗ジ、南部地方へ出張セリ」⁴¹とある。さらに翌日には「本日午後三時十分函館青柳方中村栄吉ヨリ該地安着及ビ明朝出帆ノ旨電報有」⁴²と順調に事が運んだ様子である。明けて22年1月22日の忍路店の日誌では「同月三日付、在陸奥八戸中村栄吉ヨリ書状ニテ賀詞」⁴³とあり、この年も賀状が到来したが19日も要している。それから高島店の21日の記述には「一、陸奥国下北郡大畑村在番人大関富太郎・浜谷彌太郎ノ兩人ヨリ鯨場人夫雇入方ノ件ニ付、本月十二日發シノ郵便書状一封到達ス」⁴⁴と記載され、その翌日に「昨日大関富太郎・浜谷彌太郎ノ兩人ヨリ到達シタル書状ノ返信、本日郵便ニテ送ル」⁴⁵とある。高島店独自の漁夫雇用に関する情報交換は、これまで見られなかった記録である。

最後に23年春に向けた経過を見ておきたい。忍路店の22年12月13日の日誌に「一、小笠原忠七⁴⁶・菊池重五郎⁴⁷・吉井敬太郎⁴⁸ノ三名ハ南部地方へ雇夫召募トシテ、本日午後四時頃ヨリ小樽へ向ケ出發セリ、馬夫文治ハ右三名之荷物馬褌ニ積載同時同所へ向運シタリ」⁴⁹とあり、小樽店の翌14日の日誌に

「一、昨夜忍路支店ヨリ菊池重五郎・小笠原忠七・吉井慶太郎ノ三名来店セリ」⁵⁰と記され、さらに翌日に「一、一昨夜来店セシ菊池・小笠原・吉井ノ三名ハ、今度漁夫雇入ノ為メ南部地方へ向ケ品川丸ニ乗ジ出帆セリ」⁵¹とある。ここで見逃せないのは、前年までと比較し募集任務で派遣される人物が、手代の中村栄吉から菊池ら3名へと変化した点である。加えて、例年に比べ南部に赴く日程が大幅に遅延していることも指摘できる。なお品川丸は、他の記述⁵²より日本郵船会社で定期運用された汽船と判明する。小樽店の18日の日誌に「一、本日午後青森ニテ小笠原忠七ヨリ左ノ如キ電報アリ（イマチヤク）」⁵³と記載され、忍路店の翌日の日誌には「一、同月十六日付在函館ヤマ幸印方菊池重五郎・小笠原忠七連名ニテ、該地着ノ旨葉書ヲ以テ報知アリ」⁵⁴とあることより、前述の3名が函館経由で青森に到着したことが見受けられる。年が明けて23年元旦の日誌によると「同十二月二十四日付、在陸奥国田名部菊池重五郎・小笠原忠七ヨリ葉書ヲ以テ同所着及雇人現況申越シタリ」⁵⁵とあり、年末頃に青森から下北半島の田名部（現・むつ市）へ移動、滞在中であったことがわかる。6日には「同、十二月二十七日付下北郡大畑村マルジュウ印ニテ小笠原忠七ヨリ、雇夫景況ヲ書状ニテ申越シタリ」⁵⁶と漁夫の雇用についてのやり取りがされていることが垣間見える。そしてここで「本月一日付青森県上北郡野辺地ニテ、帰省中ノ本番人中村栄吉ヨリ年賀状」⁵⁷と、昨年まで漁夫の雇用に従事した中村栄吉が突如として登場する。中村は、漁夫雇用に従事する3名と別行動であったとみられる。

以上、明治20年前後における住吉屋西川家のニシン漁に向けた漁夫募集の経過を追ってきたが、要点をまとめておきたい。漁夫の募集は明治17年度まで忍路・高島店が、それぞれ南部（青森県東部）・函館で実施していたが、翌年度より一括して南部で雇用する仕組みに変更される。その時期について毎年11～12月中旬までには、忍路店の青森出身手代の中村栄吉（23年のみ青森出身の店員3名）が派遣された（17年度まで高島店では函館の漁夫を雇用）。最も注目すべきは、西川家が近代的な情報伝達システム（電信・郵便）や移動手段（汽船）を駆使している点であろう。その意義については「まとめに

かえて」で検討したい。

二、漁夫の到着

前章に続き、西川家の日誌を使用し、具体的に漁夫の出発から到着までの経過を見ていきたい。

明治18年1月18日の忍路店の日誌では「一、小樽三菱会社周旋屋及川繁治ヨリ昨日発ノ書状到達、同氏ハ明日出港ノ品川丸ニ搭シ当店雇夫回漕汽船手配ノ為メ、函館ヲ経南部安堵^{ママ}ヘ航スルト云フ、周旋屋ノ職分尤モノ事ナリ」⁵⁸と記述されており、三菱の周旋屋を介して、漁夫運搬用の汽船をチャーターしたことがわかる。その後、29日の日誌では「一、来ル五日南部番人並雇夫二百余名、三菱汽船ニテ当所ヘ下着ノ筈ニ付、同日舢人^{はしけ}夫々差出スベク旨漁場中ヘ通達セリ」⁵⁹とある。ここで、2月5日に忍路ヘ南部番人と雇用した漁夫が200名強、郵便汽船三菱会社（以下、三菱と表記）の汽船で到着するため、運搬用の舢(小船)を準備するように指示が出された。翌日には「一、小樽分店ヨリ姓名調書（中略）序便ヲ以テ送ラレタリ」⁶⁰とあり、事前に漁夫の「姓名調書」（履歴書のようなものか）が送られた。小樽店の2月1日の日誌において「一、八戸ニ於テ中村栄吉ヨリ忍路店行ノ電報到達」⁶¹とあり、翌日に「一、中村栄吉ヨリ昨日到達ノ電信、本日幸便ニテ忍路店ヘ送ル」⁶²と続き、さらに同日の忍路店の日誌をみると「一、南部地出先手代中村栄吉ヨリ客月廿六日付書状郵達」⁶³と記載され、電信が順序よく届けられたことがわかる。内容は漁夫雇用に関する伝達事項であろう。そしていよいよ4日には「一、帰国番人並雇夫共最早下着ノ日近キニ付、舢二艘手配ノ義、元漁場ニ命ス」⁶⁴とあって、翌日に「一、本日早朝ヨリ漁場中ヨリ舢手配ノ為メ数十余人出頭セリ」⁶⁵との両記述から、到着後の漁夫の受け入れ体制が整いつつある様子が判明する。

ところが実際は、当初の出発予定より相当遅延したようで、ようやく6日になって小樽店へ「一、青森ニ於テ中村栄吉ヨリ、忍路番人汽船青龍丸ヘ搭

シ同港出帆ノ電報達シ⁶⁶とあり、漁夫が青森から忍路へ向けて出発したようである。この内容は翌日に「一、中村栄吉ヨリノ来電下男長太郎ヲ以テ忍路店へ送ル⁶⁷と忍路店へ伝えられる。本件について忍路店の日誌では、「一、南部表出先中村栄吉ヨリ、昨六日午後二時二十分青森発電信ニテ、人夫廻漕汽船青龍丸同日同時出帆ノ趣案内アリ、但小樽分店ヨリ態夫持参⁶⁸と記録される。しかし3日後今度は、「一、雇船青龍丸本日午前十時南部安渡ヨリ着港、同船ニテ忍路番人及ヒ漁場雇漁夫等大凡式百名バカリ上陸シ、直ニ忍路へ向ケ出立シタリ⁶⁹と下北半島の安渡港（現：むつ市大湊）から、予定と異なり小樽へ到着し忍路へ向かったことが判明する。高島店の日誌にも「一、午前九時三十分三菱^{マツ}気船青龍丸入港本船ニテ忍路支店番人・稼方到着ノ由。一、午後二時入港ノ共同運輸会社^{マツ}気船相模丸ニテ当店番人并稼方六名外雇三名到着⁷⁰とあって、翌日に「一、忍路支店へ同店番人并雇人安着祝ヒ及当店番人・稼方到着ノ趣、書面ヲ以申送ル⁷¹とある。一方、忍路店には「一、帰国番人阪本與七外三十人・雇夫百六十三人、本日午後四時無事下着セリ、右ハ当所へ寄港スベキ約ノ所小樽へ直航シ同港ニテ上陸、加フルニ廻船ノ時日ヲ遷延シ、会社ニ於テ大ニ違約スル所アリ⁷²とある。ここで今年新たに契約された漁夫は163人にも上ることがわかる。加えて漁夫の運搬については、三菱との契約関係があったものの、遅延及び到着予定港（忍路港）も異なったため、少々憤慨気味の様子で記録されている。

なお、南部で漁夫雇用に従事した手代の中村栄吉は、2月17日の小樽店の日誌によると「一、八戸ニテ於テ中村栄吉ヨリ忍路店行ノ電報到達⁷³とあり、同日の忍路店の日誌に「一、陸奥国八戸出先中村栄吉最早用済ニ付、本日該地出発ノ趣電報アリ⁷⁴とあることから、漁夫の本体と同行せず、そのまま八戸に残留中の模様である。その後、27日の忍路店の日誌に「一、函館滞在先手代中村栄吉ヨリ船便次第出発スル趣電報到達⁷⁵とあり、28日の小樽店の日誌によると「一、番人中村栄吉・大関富太郎兩人漁場雇人四人ヲ伴ヒ、汽舟松前丸ニテ着港午後三時上陸シ、一同当店ニ止宿セリ⁷⁶と続き、函館経由で小樽港へ追加の漁夫を同行させたことがわかる。翌3月1日には「一、

昨日来着ノ番人中村栄吉・大関富太郎ノ兩人雇夫四名ヲ伴ヒ忍路へ出立シタリ」⁷⁷と忍路へ向かう。忍路店では「一、旧冬表雇夫募集ノ為メ、青森県へ出張シタル手代中村栄吉ハ、出張事務結了ノ上、南部帰国番人大関富太郎ト共ニ尚雇夫四名引^マ卒、本日午後帰店セリ」⁷⁸とあり、ここでようやく忍路店において18年の春漁に向けた南部の漁夫が勢ぞろいする。

次いで高島店の漁夫雇用であるが、18年3月5日の日誌に「一、函館イチマル印ヨリ郵書到達、下在ニテ頼入ノ雇人相揃候ニ付、本月五・六頃便船次第函港出帆ノ趣申^マ越」⁷⁹とあり、9日に「一、函館在甚四郎組雇人十四人午前八時入港ノ瓊浦丸ニテ到着、魚露漁場へ相廻シ、尚市松組十四名・福次郎組ノ内四名同船ニテ着ニ付、市松組ハ本泊漁場、福次郎組ハ元漁場へ相廻シ、後人数松蔵・多吉及福次郎組残ハ今回乗後レニ付、次航ニテ着可相成ト今日来着人ノ咄シ」⁸⁰とある。前章でみたとおり高島店では、独自に函館近辺で漁夫を雇用し各漁場に配置したことが明記されている。続いて翌10日には「一、午後一時頃三菱^マ気船品川丸函館ヨリ入港シ激浪ノ為、舳漕出ナラサルニ付、乗組上陸セス」⁸¹とあり、翌日に「一、昨日入港ノ品川丸ニテ当店雇函館在松蔵組・福次郎組・多吉組等^マ着港得得共、今正午頃迄港外ニ碇泊シ、漸鎮浪ヲ窺ヒ港内へ乗入シ便乞人上陸為致候ニ付、当店雇人モ不残参着シ、直ニ各漁場へ配付シ」⁸²と、第二陣の漁夫が到着する様子が記録される。

その後、19年の経過であるが、1月19日の忍路店の日誌では「一、南部八戸ニテ中村栄吉ヨリ雇夫ノ件来信」⁸³とあり、内容が不明だが、漁夫の雇用に関するやり取りがされている。さらに22日に「一、(前略)南部中村栄吉へ(中略)帰国番人下シ方ノ件、今夕ノ郵便ヲ以テ余市分局ヨリ電報照会セリ」⁸⁴とあり、ここで新たに忍路店から発電する際には、小樽より最寄りの余市分局を使用した事例がみられる。2月2日には「一、南部表出張先手代中村栄吉ヨリ帰国番人宗原佐太郎・同笹谷亀治兩人去月二十九日該地発足ノ趣電報アリ」⁸⁵とあって、漁夫本隊より先に番人2名が忍路へ向けて出立したことが知らされる。この件については6日に「一、帰国番人宗原佐太郎・笹谷亀治本日南部ヨリ下着セリ」⁸⁶とあり、無事南部より到着したことがわ

かる。それから翌日に「一、客歳十二月閉場セシ沖漁場、最早雇夫到着近キタルニ関リ、本日家内取片付大場初助廻務セリ」⁸⁷と、漁夫の到着に向けて漁場での準備活動が開始される。そして12日には「一、昨十一日付ヲ以テ、函館仲浜町青柳万次郎氏ヨリ汽船全済丸当店雇夫廻漕ノ為メ、安渡へ向ケ同港抜錨セシ旨電報到達」⁸⁸とあることから、漁夫運搬のため函館から安渡へ向けて汽船が派遣された。ところが翌日には「一、昨十三日付電報ヲ以テ、函館ヤマ幸滞留先中村栄吉ヨリ海上激浪ノ為メ、雇船全済丸当港へ落船セシ趣報知アリ、右電報小樽分店稲本彦太郎持参セリ」⁸⁹と不穏な情報が到来する。それでも14日の小樽店の日誌によると「一、運漕社汽船全済丸本日午後三時五十分入港同船ニテ忍路・高島両所番人漁場雇夫等三百余名安着、遅刻ノタメ一同当所へ宿泊セリ」⁹⁰とあり、翌15日に「一、昨日来着ノ忍路番人及ビ雇夫等一同今朝忍路へ向出發セリ」⁹¹と続く。無事に小樽港へ漁夫300名余を載せた運搬船が到着し、小樽店で一泊したのち忍路へ向かったことが判明する。この報告について忍路店の日誌では、15日に「一、茲ニ雇夫募集ノ為メ、南部地へ派遣シタル手代中村栄吉当店帰国番人並ニ雇夫悉皆取纏ノ上、本日汽船ニテ無事小樽港到着ノ趣、稼方丸山末太郎該報ヲ齎ラシ午後七時過到着」⁹²とあって、16日に「一、昨日小樽港到着ノ当店番人並ニ雇夫共、本日午後惣人数下着各漁場在務ヲ命シタリ」⁹³と記載される。

さらに22年の経過であるが、小樽店の1月25日の日誌では「一、昨夜八時八戸西村方中村栄吉ヨリ左ノ如キ電報アリ（ヒトソロタ、アスカエル、ウンチンキングダシタ）」⁹⁴とある。忍路店へは3日後に届いたようで、「一、本日、小樽分店ヨリ序便ニテ左ノ電報到達ス、八戸出先中村栄吉ヨリ去ル二十四日後一時三十分發（前掲注94同電報文）」⁹⁵とある。ただ忍路へはすでにその二日前に「一、昨夜郵便ニテ在八戸十三日町西村支店方中村栄吉ヨリ、本月十七日付書状到達ス、右ハ忍路・高島両場所雇夫粗募集忍路人数二百余名、高島同六十余名雇入、本日当地出發ノ都合ニ付、前金払渡ノ為、送金有之度旨來報アリ」⁹⁶とあり、雇入れの完了及び送金の依頼についての書状が到来する。高島店の2月4日の日誌では「南部大畑村へ帰国シ居タル番人大関富

太郎・浜谷彌太郎ヨリ、一月二十八日出ノ郵便書状ニテ、雇夫乗組汽船本月六日安渡港へ入津ノ予定着港ハ、同八日頃ノ日積ノ旨着書シタリ」⁹⁷とあり、翌日に「近々鯨雇入到達ニ付、本日ヨリ漁場開戸ヲ申付、各頭役へ飯焚一人宛添漁場へ相廻ス」⁹⁸と記載される。高島店では、漁夫の到着に向けての準備が開始された模様である。9日の忍路店の日誌をみると「一、日本郵船会社汽船尾張丸、忍路・高島両場所使役雇夫二百九十四名外ニ番人等陸奥安土港ヨリ搭載シ、今午前七時三十分無事当地ニ着ス、且忍路雇入分二百二十名余番人稼方等及中村栄吉共合二十六名上陸ス、同船即刻小樽回航ニ付、中村栄吉再搭シ小樽・高島両所へ出張セリ」⁹⁹とあり、安渡から漁夫294名が到着し、忍路雇用の漁夫(約220名)が下船したのち小樽へ向かう経過が判明する。それに加え、同日の高島店の日誌では「静穏昨八日南部安渡解纜シタル日本郵船会社汽船尾張丸本日午前十一時過着港、同船ニテ昨秋中帰国シタル本番人浜谷弥太郎・並番人伊藤孫太郎・稼方木村熊五郎其他雇夫七十四人到着ニ付、則各漁場へ分割シ相廻ス、昨十二月中帰国シタル番人大関富太郎、今回尾張丸ニテ帰場可致筈之処、病氣ニ付療養之上全快次第相下り度様ノ書状及浜谷弥太郎へ伝言ニテ申越タリ、昨日帰着シタル並番人伊藤孫太郎、稼方木村熊五郎ノ兩人本日ヨリ祝津出張漁場へ相廻ス」¹⁰⁰とあり、ここでは、高島に74名の漁夫が到着する概況から、忍路・高島両店の漁夫数294名の実数に近い内訳¹⁰¹が判明する。また小樽店の追記で「一、中村栄吉ハ佐渡亀治ヲ伴ヒ、本日入港ノ尾張丸ニテ来店用済後忍路支店へ帰店ス、雇夫ハ忍路湾ヨリ上陸セシ由」¹⁰²とある。

続いて23年の経過であるが、2月4日の高島店の日誌に「大畑村へ帰国シ居タル番人大橋欣太郎ヨリ一月廿四日発シノ郵書ヲ以、鯨漁夫雇入タル趣申越タリ」¹⁰³とあり、高島店の店員が大畑から漁夫雇用の報告をする様子が読みとれる。これまでの考察で、忍路店の店員が漁夫雇用を専ら担当するものとみられたことから、高島店の店員が別途報告業務に従事する事実は初見となる。同日の忍路店の日誌では「去月二十六日付、青森県上北郡三本木村安野万吉方小笠原忠七ヨリ書状ニテ漁夫募集済ニ付、八戸ヨリ大畑本町マルチ

印竹内弥吉へ引揚、来ル十三日安渡着同十四日同所解纜ノ汽船ニ一同搭スル旨報知アリ」¹⁰⁴とある。八戸から大畑を経て、安渡より汽船で漁夫を運搬する経緯が報告される。そしていよいよ小樽店の12日の日誌には「一、函館小西八郎兵エ殿ヨリ明十三日雇人夫安渡出帆可致旨電報アリ、依■直ニ忍路支店へ郵送ス」¹⁰⁵とあり、翌日の忍路店の日誌をみると「昨十二日付、小樽分店ヨリ函館カネサイチ印発電報（ニンフアスアントテル）、右電報ニヨリ小路口慶三郎ヲシテ蘭島村各漁場へ、松宮方一郎ヲシテ津古丹及桃内・塩谷ノ各漁場へ通知シ、舩舟其他ノ件々注意セシム」¹⁰⁶とある。他方、高島店の12日の日誌に「近々鯨雇人到着ニ付テハ漁場頭役一同へ漁場開戸ヲ申付ル」¹⁰⁷とあり、翌日に「本日漁場開戸ニ付、八印へ笹谷久作・本泊へ佐々木常四郎・イ印へ荒川要吉ヲ廻シ置」¹⁰⁸と続く。各店で店員を漁場に派遣し漁夫がまもなく到着する旨の伝達と、運搬用の小船の手配などについての指示が出される。16日に「一、本日ハ朝霧深く海上朦々タリシカ、一昨日ヨリ待チニ待タル安渡発ノ汽船播磨丸ハ、午前七時頃突然当潤ノ口兜崎ニ頭出シ速力ヲ止メ徐々潤口ヲ通過シ蘭島村猫泊沖ニ浅錨セリ、依之予テ準備シタル舩舟二艘ヲ差出シ、雇夫召募員小笠原忠七外■名及雇夫其他ヲ上陸セシメ即時ニ雇夫ハ各漁場ニ配付セリ」¹⁰⁹とあり、続けて「一、右播磨丸ニテ昨年ヨリ帰国シ居タル元漁場頭役宮川竹蔵、カクサ漁場頭役浜田三四郎、其他船頭役稼方等二十一名帰着セリ」¹¹⁰とある。少々情緒溢れる文章だが、ようやく漁夫が忍路に到着したことがわかる。同日の高島店の日誌をみると「昨十五日南部安渡ヨリ解纜シタル日本郵船会社汽船播磨丸、本日午前忍路入港同所支店雇人上陸済、午後一時小樽着港昨秋中帰国シタル本番人大橋欣太郎・小林治三郎、並番人大室玉吉・竹内宇之丞、働方川村友治及昨十二月中旬ヨリ鯨漁夫雇入トシテ南部地方へ出発シタル並番人大橋末太郎・山本五郎松ノ兩人、并雇人九十五名トモ到着ニ付、則各漁場へ分割シ相廻ス」¹¹¹とある。忍路店への漁夫の運搬が行われ、続いて高島店（小樽港経由）へも漁夫の運搬を敢行する。そして18日の日誌では「番人大橋欣太郎・小林治三郎帰着届及忍路支店番人雇夫安着、并当店番人働方雇夫トモ到着悦トシテ午前ヨリ忍路支店へ出頭、

午後五時帰店復命ス」¹¹²とあり、無事に高島へも漁夫たちが到着したことが判明する。加えて高島店の3月4日の日誌では「一、昨年十二月中帰国シタル佐藤與左衛門、本日青森着港同所ヨリ今夜汽船日ノ出丸へ乗組由、午前十一時発電シノ電報午後三時五十分到達セリ」¹¹³とあって、8日に「本日入港ノ運漕舎汽船日ノ出丸ニテ佐藤與左衛（門）、働方佐々木寅吉ヲ従へ午後三時三十分帰着ニ付、各漁場頭役一同着賀ニ來ル、同船ニテ働方須田七松帰着」¹¹⁴とある。3月になっても店員の帰りにあわせて漁夫が増員された。

ここで本章の要点を端的にまとめておきたい。毎年、忍路・高島の漁場に概ね200～300名配置される南部の漁夫は、2月中旬から3月上旬にかけて運搬される（高島店では独自に17年度まで函館から漁夫を雇用）。漁夫の運搬には、西川家が当時7～8艘¹¹⁵所持する手船（日本形帆船・西洋形帆船）ではなく、専ら他社の汽船を雇用する。

三、漁夫の解任・給料など

ここでは西川家に雇用される漁夫について、解任から給金などに関するトピックをまとめて検討する。

まずは、毎年3月頃に雇用される漁夫たちの解任についての経過である。日誌をみると、4～5月がニシン漁の最盛期でそのあと解任へと至る。明治18年7月4日の忍路店の日誌には「一、漁場中雇夫解雇期限本月十日ニ定ム、仍テ各漁場中へ通達セリ」¹¹⁶とある。予定通り10日に「一、当店漁場十ヶ所雇夫二百八名本日解傭、給料及手当金共払渡タリ」¹¹⁷とあり、続けて「一、三菱会社汽船船玉浦丸ハ、当店人夫搭載ノ為メ、本日入港当店人夫悉皆積載安渡及函館へ向ケ午後九時出帆セリ」¹¹⁸と記載される。漁夫たちは解任にあたり給金（手当を含む）を支給されたのち、南部及び函館へ向かう三菱の汽船に乗船したことがわかる。なお、この年まで函館周辺で雇用した高島店の漁夫の解任についての記録は見受けられない。続けて、19年7月8日の忍路店の日誌をみると「一、函館汽船問屋青柳万次郎氏、本日来店雇夫積載汽船

約定ノ上、本日小樽へ帰りタリ」¹¹⁹とあり、翌日に「一、函館港廻漕店青柳万次郎氏ヨリ雇船ノ件ニテ小樽ヨリ書状到達セリ」¹²⁰と続き、15日に「一、小蒸気船渡島丸ハ今午後三時過ぎ当湾内ニ抜錨、雇夫積載ノ上、同夜十時頃函館安渡へ寄セ野辺地へ向ヶ開帆セリ」¹²¹とある。この年は函館汽船問屋（函館港廻漕店）¹²²の船を雇用し漁夫の輸送が実行される。

さらに詳細が判明するのは22年の経過で、7月8日の忍路店の日誌をみると「一、本年余市電信分局ヨリ郵便ニテ左ノ電報午後到達セリ、昨七日午後十二時三十分発函館汽船会社ヨリ（船出タ小樽）」¹²³とあり、続けて「一、各漁場雇夫使役満期ニ付、来ル十一日解雇ノ予定ナリシモ、汽船北海道丸廻船ノ都合ニヨリ明後十日解雇スル事ニ決シ右ノ趣、通知方高樽両分店へ今朝中村栄吉ヲ派遣セリ」¹²⁴とある。翌9日に「一、各漁場雇夫給料本日勘定セリ」¹²⁵と続き、さらに10日に「一、函館汽船会社汽船北海道丸ハ小樽・高島・古平ノ三場所雇夫ヲ搭載シテ本日午前八時当地へ回船ス、依テ各漁場雇夫二百八十九名乗船セシム、本船正午十二時函館及陸奥国安渡港・野辺地港へ向ヶ抜錨セリ」¹²⁶とある。この件、小樽店の日誌（7月8日）には「一、本日午前忍路支店ヨリ中村栄吉ハ人夫解雇ニ付、汽船手配方之件（中略）来店（中略）午後帰店セリ」¹²⁷とある。一方、高島店の同日の日誌には「今回帰国雇人汽船乗組定日申合ノ義ニ付、忍路支店ヨリ中村栄吉殿午前九時来店ニテ定日ハ明後十日ト定メ九時三十分帰ル」¹²⁸と記載され、9日に「本日漁場中解雇ニ付、午前ヨリ各漁場頭役へ給料差引金ヲ相渡ス」¹²⁹とある。10日に予定通り、「予テ忍路支店ニ於テ約定シ置タル帰国雇人乗組汽船北海丸、本日午前五時三十分古平ヨリ当港へ廻船シタルニ付、同時ヨリ当店所属漁場中雇人員五十七名乗組、同六時過解纜ス、夫ヨリ忍路支店漁場中多人数乗組スル定ノヨシ」¹³⁰とある。この状況をまとめると、7月にこれまでも度々登場する漁夫雇用の責任者である中村栄吉は、南部方面への漁夫運搬用の汽船を函館汽船会社に手配する。この汽船には、高島店・忍路店の順番で漁夫を乗船させる。

翌23年は高島店の日誌のみの情報となるが、7月10日に「一、所属漁場中

雇人解雇ニ付、午前ヨリ各漁場頭役へ給料差引金ヲ相渡ス¹³¹とある。翌日に「一、今回忍路・高島両店所属漁場中ノ解雇夫帰国乗船ニ付、先ニ忍路支店ニ於テ函館汽船会社ト特約ヲ結ビ汽船北海道丸一艘雇入事ニナリ、同会社ヨリ本船本日午前忍路着船ニ付、当店各漁場解雇夫内地ノ人八十余名今未明忍路へ向ケ出発セシム、右乗組手配方々附添トシテ祝津漁場ヨリ柴田金治郎、元漁場ヨリ大橋末太郎、本泊リ漁場ヨリ山本五郎松ノ各三名ヲ派遣、雇夫乗船午後八時頃三名トモ帰場シタリ」¹³²とある。7月に漁夫たちが解任され、忍路店で契約した函館汽船の船に、高島店の漁夫と共に店員も乗船することがわかる。22年と異なる点として、高島へ寄港せず、忍路にて両店の店員を集約して乗船させている点も指摘できる。

ここで本質的に漁夫たちは、どのような立場で忍路・高島へ渡り漁夫として従事するのかという疑問が生じる。その点に関しては、例えば高島店の18年3月31日に「一、雇人寄留届六ヶ所分、手代秋野祖茂ヲシテ郡役所へ進達セシム」¹³³とある。23年3月8日の高島店の日誌によると「番人大橋欣太郎・小林治三郎・大室玉吉・竹内宇之丞、働方川村友治外雇人九十二名トモ寄留届書本日小樽郡役所へ進達ス、但シ手代兵藤福太郎ヲ以ス（後略）」¹³⁴とある。漁夫たちは、役場に「寄留届」なる書類を提出して滞在する様子が判明する。例年「寄留届」を提出する一時滞在者の立場で、3月から7月までの4ヶ月を目安に雇用される。

続いて漁夫たちの給金の詳細を検討する。17年12月14日の忍路店の日誌では「一、南部表雇夫募集委員手代中村栄吉ヨリ、雇夫給料上等金二十二円位ノ相庭ナリト、本月六日付ニテ報知アリ」¹³⁵とあって、22年1月5日の忍路店の日誌では「同（十二）月二十七日付及二十八日付、在八戸十三日町西村支店ニテ、中村栄吉ヨリ何モ葉書ニテ傭夫ノ件、且人数ハ当地ニ於テ悉皆募集ノ見込給料ハ、往復人費持ノ金二十円ノ傭入見込ノ旨申越シタリ」¹³⁶とある。

給料の詳細な内訳が判明するのは、以下に掲出する23年1月30日の忍路店の日誌である。

本月二十一日付、在八戸十三日町本番人菊池重五郎・小笠原忠七連署ヲ以テ、出張以來漁夫雇入ノ実況申越シタリ、則参考ノ為メ各々概記ス一、四十四人 下北郡 上等給料ニテ金二十五円 定取金二十円貸一、三十人 上北郡 同上 金二十三円五十銭 定取金同上（横浜一泊頼人持）

一、百八十人 八戸 同上 金二十三円 定取金同上（三本木ヨリ安渡マデ宿料同上）

以上、約定済雇人残り十二人ハ明日ヨリ雇入ノ上、二・三日中該地引揚汽船ハ二月十三日安渡着、十四日出船ノ事ニ函館カネサイチ印へ依頼、同家ノ周旋中村栄吉ハ、小笠原忠七等ト同道該地出張シ居ル趣キ通知、内海久治へ金四百円相渡シタル趣¹³⁷

ここでは、南部地方の地域ごとの雇用割合が詳らかに判明する。つまり八戸が71%（180/254）、上北郡が12%（30/254）、下北郡が17%（44/254）で、実に全体の7割以上が八戸で雇用される。給料は、船の出帆地である安渡に近い下北郡が高く、最も遠方の八戸が安価である。その理由は事前に安渡への移動費（宿泊代金）が差し引かれたためと推定される。もっとも宿泊代金は「頼人持」とあり、「頼人」（漁夫雇用の仲介者とみられる）へ事前に前払いされていた可能性も考えられるだろう。また「定取金」は「貸」とあることから前貸金と見られる。

更なる給料の詳細について、22年に作成された高島店管理のイ印漁場の帳簿から検討する。「番人・雇夫給料」項目のうち雇夫関連は「雇夫十七人給料（総額352円）」・「雇夫十四人手当（26円20銭）」・「雇夫十二人帰国汽船（18円）」の3項目がみられる¹³⁸。これより17名雇用し（平均：約20円7銭）、そのうち14名に給料とは別に手当が配布されたこと（平均：約1円9銭でボーナスのようなものか）、12名が帰国汽船（1人1.5円）に乗船したこと、その運賃を高島店で負担したことがわかる。なお、雇用した漁夫数と帰国汽船の乗船数が異なる理由は後で考察する。

続いて、高島店の漁夫の雇用募集に関する勘定については、忍路店の23年3月2日の日記に「一、高島分店帳役福井勘次郎該店雇夫募集ノ勘定用トシテ来店セリ」¹³⁹とある。さらに高島店の同日の日記によると「取締福井勘治郎（中略）鯨雇夫給料之内、前金貸付并雇人頼入諸雑費其他番人・雇人路費取調書ヲ以午前ヨリ忍路支店へ出頭ス」¹⁴⁰とある。高島店の取締（帳役）が漁夫の給料のうち、前貸金と雇入時の諸費用、交通費（番人分もあわせて）に関して、忍路店へ勘定しに来店したことがわかる。この際に実費が払われたかは不明だが、雇用募集に関わる費用の決算について支店と分店間でのやり取りが見受けられる。

最後に、西川家の各漁場において南部雇用の漁夫が占める位置づけを示そう。20年頃の西川家は、忍路店で10ヶ所¹⁴¹、高島店で4ヶ所¹⁴²の計14ヶ所の漁場（「鮭漁場」は含まず）を経営する。23年の忍路店には、10ヶ所の各漁場に13～29名の「南部雇夫」が配置されるが、他に1～9名の「地雇夫」なる漁夫が存在する¹⁴³。これに関連して高島店の18年3月5日の日記には「一、札幌福土藤次郎・中村丑次郎・石狩本間周蔵ノ三名催促ノ件、郵便差立」¹⁴⁴とあり、翌6日に「一、藤次郎組雇人五名札幌ヨリ到着ニ付、直二本泊漁場へ相廻シ」及び「一、丑次郎組地雇二名、今日元漁場へ入勤」¹⁴⁵とある。ここから札幌から雇用される「地雇夫」なる区分の漁夫がいることがはっきりと記載される。その後、23年3月7日の高島店の日記をみると、「札幌区福土藤次郎組同氏重吉トモ雇夫六名本日午後到着ニ付、即本泊り漁場へ相廻ス」¹⁴⁶とあり、やはり札幌から漁夫6名を雇用する様子が記載される。続いて24年の高島店には、元漁場（建網2ヶ統半）に雇人33名、イ印漁場（建網1ヶ統）に17名、ハ印漁場（建網1ヶ統）に17名、本泊漁場（建網2ヶ統半）に32名とある。これにより各漁場の建網数（6ヶ統）が判明し網1ヶ統につき、13～17名の漁夫が配置されることがわかる。この数には、南部雇用以外の漁夫も含むとみて相違あるまい。すなわち、前述した南部雇人数と帰国汽船の乗船数が合わないのは、地雇夫が含まれることを理由とすると納得できよう。

本章の要点をまとめると、漁夫は毎年7月10日頃に手当を含む給料の支給

とともに解任され、雇用した専用運搬船で郷里の南部方面へと運ばれる。漁夫の雇用地域は、南部の中でも八戸周辺が圧倒的に多い。給金は、下北郡が最も高値で地域差がある。漁夫たちは、西川家が管理する忍路・高島郡の計14ヶ所の各漁場へ10～30名程度の割合（建網一ヶ統につき13～17名程度）で配置される。加えて、南部以外に札幌で雇用される漁夫（地雇夫）も存在する。

まとめにかえて

本稿では住吉屋西川家を検討対象とし、ニシン漁で使役される雇用漁夫について、その募集から解任に至るまでのサイクルを中心にシステム全体を明らかにした。情報量が非常に多いものの、あえて煩をいとわず、明治18～19、22～23年の計4年間分をまとめてそのまま掲出した。

ここでは西川家の漁夫の雇用システムのみならず、とりわけ通信・運搬システムについて興味深いことが判明する。西川家は、電信を主体として郵便も駆使しながら、頻繁に南部や函館と情報交換を行って漁夫雇用の円滑化を図った。電信に関しては、漁場がある忍路・高島両店の所在する地区に電信局がなかったため、大半が第一に小樽店を窓口とし、早急に伝達を行った。この点は、3店舗体制の大きな特徴の一つといえよう。また漁夫の運搬に使用される船舶は、当時西川家が所有していた手船（帆船）ではなく、日本郵船会社（明治18年9月に郵便汽船三菱会社と共同運輸会社が合併）などが有する他社の汽船であった。こうした他の海運会社との関係について日誌の記録では、漁夫の運搬のみならず、西川家の扱う商品運搬を担う例も散見され、日常的に密な取引関係にあったことがわかる。西川家は「はじめに」でも述べたように18世紀以降、場所請負商人として松前藩や江戸幕府から地域の商業に関する独占的な権利を有していたものの、明治になると次第にその特権が失われる。しかし厳しい時代背景の中で西川家は、ただ手をこまねいていただけではなく、近代的な通信技術や運搬手段を寛容に受け入れ、いわば「近

代化する元場所請負商人」ともいえる立場へと変容したことがわかる。

他に、江戸末期からわずか20年足らずの間に西川家の漁夫の雇用において一大変化があったことも判明する。例えば、慶応2（1866）年のタカシマ場所（のちの高島郡）の日誌¹⁴⁷によれば、ニシン漁に向けてタカシマ地域のアイヌ民族のみならず、2月中旬に太平洋側のサル・シライイ（沙流・白老）両場所のアイヌ民族が40名程度雇用された。ところが、本稿で扱った明治17年以降において、アイヌ民族はおろか北海道の太平洋側から漁夫を雇用した形跡が全く見られない。史料的な制約によって西川家文書からその経緯は解明されない見通しであるものの、この間に漁夫雇用において大きな転機があったことが指摘できる。

今後、西川家による実際のニシン漁の経過、漁夫の実際の仕事内容などについては、別稿を用意する予定である。

謝辞

史料閲覧及び史料利用に際し、滋賀大学経済学部附属史料館の南田孝子様・吉岡恵様には多大なご配慮をいただきました。本稿は、科学研究費補助金（若手研究）「江戸後期から明治期の北海道小樽をめぐる本州産品の流通に関する研究」（課題番号20K13167）による研究成果の一部です。ここに記して厚く御礼を申し上げます。

注

- 1 中西聡『近世・近代日本の市場構造：「松前鮭」肥料取引の研究』（東京大学出版会、1998年）、北海道開拓記念館編「鯨漁場からみた北海道の近現代史—鯨親方青山家資料の分析をとおして—」（『北海道開拓記念館研究報告』19号、2006年）、デビッド・ルークハウエル著／河西英通・河西富美子翻訳『ニシンの近代史—北海道漁業と日本資本主義』（岩田書院、2007年）、服部亜由未『近代北海道における鯨漁業の歴史地理学的研究：衰退期に注目して』（名古屋大学博士学位論文、2013年）などがある。

- 2 山田健「北海道高島郡における鯨定置漁業権変遷過程の一考察」(『北海道開拓記念館研究年報』2号, 1973年)をはじめとする日本海側各地の一連の研究, 留萌市教育委員会編集『留萌市ニシン漁撈調査報告: 留萌市礼受地区のニシン漁撈を中心に』(1995年)などがある。
- 3 浅野敏昭「川内家文書に見る入稼ぎの漁夫について」(『余市水産博物館研究報告』2号, 1999年), 同「中村家文書に見る漁夫雇用について(1)」(『余市水産博物館研究報告』10号, 2006年), 同「中村家文書に見る漁夫雇用について(2)」(『余市水産博物館研究報告』11号, 2008年), 前掲注(1)「鯨漁場からみた北海道の近現代史」所収, 寺林伸明「北海道の鯨漁業における出稼構造と漁夫募集」などがある。
- 4 住吉屋西川家に関する研究は数多く存在するが, 大半が江戸後期を中心に扱ったもので, 明治期も大きく対象としたものは, 近松文三郎『西川貞二郎』(1935年), 須摩正敏『ヲシヨロ場所をめぐる人々』(静山社, 1989年), 上村雅洋「近江商人西川伝右衛門家の松前経営」(滋賀大学経済学部附属史料館『研究年報』18号, 1985年), 後に『近江商人の経営史』(清文堂出版, 2000年)第1章として収録, 中西聡『海の富豪の資本主義 北前船と日本の産業化』(名古屋大学出版会, 2009年)がある。
※本稿に関連して上村論文は, 滋賀大学経済学部附属史料館保管の西川家文書を用いて使用人についても言及しているものの, 期間雇用の漁夫についてほとんど触れていない。
- 5 『北海道水産予察調査報告』(北海道庁内務部水産課, 明治25年)137頁
※明治22年からの調査を元に制作されており本稿の対象時期と合致
- 6 菅原慶郎「明治中期における小樽の祭礼」(『小樽市総合博物館紀要』30号, 2018年)
※日誌を使用し, 忍路・高島・小樽の3店舗が所在する各地域における代表的神社の祭礼の様子について, 西川家が地域社会に占めた役割の視角から検討
※前掲注(4)須磨本において日誌記事を数例紹介
- 7 中村栄吉は出身:青森県, 勤続:18年, 勤務地:忍路店, 役職:手代, 年齢:38歳
(明治19年時点)「商店日誌附録」(「商店日誌」明治19年12月, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管(422)所収)より
- 8 「商店日誌」明治17年11月8日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管(358)
- 9 同上
- 10 同上, 11月13日
- 11 同上, 11月20日
- 12 「商店日誌」明治17年11月16日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管(359)
- 13 前掲注(8)史料, 11月17日
- 14 「明治西川日記」明治17年12月16日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管(363)
- 15 同上, 12月21日
※■は虫食いにより判読不能
- 16 「明治西川日記」明治17年12月27日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料

- 館保管 (361)
- 17 前掲注 (14) 史料, 12月28日
- 18 小樽・余市の電信は、それぞれ「明治八年三月三日小樽に電信分局を開くとあり」・「小樽余市間電線 (中略) 明治十四年八月工事を起し翌十五年工を竣へたり」とある。高畑宜一『小樽港史』(明治32年) 120及び158頁より
- 19 「明治西川日記」明治18年1月5日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (389)
- 20 「明治西川日記」明治18年1月4日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (364)
- 21 前掲注 (19) 史料, 1月5日
- 22 前掲注 (20) 史料, 1月11日
- 23 同上, 1月18日
- 24 同上, 1月20日
- 25 「明治十八年九月分日誌」明治18年9月19日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (385)
- 26 同上, 9月25日
- 27 「明治十八年十月分日誌」明治18年10月22日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (386)
- 28 「商店日誌」明治18年11月27日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (398)
- 29 「西川商店日誌」明治18年11月27日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (374)
- 30 同上, 11月28日
- 31 大場莊七は出身: 北海道, 勤続: 19年, 勤務地: 忍路支店, 役職: 取締, 年齢: 30歳, 前掲注 (7) 史料より
※支配人 (支店長クラス)
- 32 前掲注 (29) 史料, 11月29日
- 33 「西川商店日記」明治18年12月1日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (375)
- 34 「商店日誌」明治18年12月9日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (399)
- 35 同上, 12月25日
- 36 「西川商店日記」明治19年1月20日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (400)
- 37 同上, 1月21日
- 38 「商店日誌」明治19年1月9日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (411)
- 39 同上, 1月17日
- 40 「商店日誌」明治21年11月24日, 小樽分店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家101)
- 41 同上, 11月25日
- 42 同上, 11月26日
- 43 「商店日誌」明治22年1月22日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (517)

- 44 「明治廿二年一月中日誌」明治22年1月21日, 高島分店, 滋賀大学経済学部
附属史料館保管 (529)
- 45 同上, 1月22日
- 46 小笠原忠七は出身: 青森県, 勤続: 17年, 勤務地: 蘭島, 役職: 監人役, 年齢:
41歳, 前掲注(7)史料より
- 47 菊池重五郎は出身: 青森県, 勤続: 9年, 勤務地: 沖漁場, 役職: 漁船頭,
年齢: 44歳, 同上史料より
- 48 吉井敬太郎は出身: 青森県, 勤続: 13年, 勤務地: 元漁場, 役職: 漁船頭,
年齢: 31歳, 同上史料より
- 49 「商店日誌」明治22年12月13日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
管 (528)
- 50 「商店日誌」明治22年12月14日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
管 (516)
- 51 同上, 12月15日
- 52 「明治廿二年十二月中日誌」明治22年12月15日, 高島分店, 滋賀大学経済学
部附属史料館保管 (540)
※「日本郵船会社定期汽船品川丸」と記載あり
- 53 前掲注(50)史料, 12月18日
- 54 「商店日誌」明治22年12月19日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
管 (528)
- 55 「商店日誌」明治23年1月1日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
管 (546)
- 56 同上, 1月6日
- 57 同上
- 58 前掲注(19)史料, 1月18日
- 59 同上, 1月29日
- 60 同上, 1月30日
- 61 「明治西川日記」明治18年2月1日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料
館保管 (365)
- 62 同上, 2月2日
- 63 「明治西川日記」明治18年2月2日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料
館保管 (390)
- 64 同上, 2月4日
- 65 同上, 2月5日
- 66 前掲注(61)史料, 2月6日
- 67 同上, 2月7日
- 68 前掲注(63)史料, 2月7日
- 69 前掲注(61)史料, 2月9日
- 70 「日誌」明治18年2月9日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (378)
- 71 同上, 2月10日
- 72 前掲注(63)史料, 2月9日
- 73 前掲注(61)史料, 2月17日
- 74 前掲注(63)史料, 2月17日
- 75 前掲注(61)史料, 2月27日

- 76 同上, 2月28日
- 77 「明治西川日記」明治18年3月1日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (366)
- 78 「明治西川日記」明治18年3月1日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (391)
- 79 「日誌」明治18年3月5日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (379)
- 80 同上, 3月9日
- 81 同上, 3月10日
- 82 同上, 3月11日
- 83 前掲注 (38) 史料, 1月19日
- 84 同上, 1月22日
- 85 「商店日誌」明治19年2月2日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (412)
- 86 同上, 2月6日
- 87 同上, 2月7日
- 88 同上, 2月12日
- 89 同上, 2月13日
- 90 「西川商店日記」明治19年2月14日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (401)
- 91 同上, 2月15日
- 92 前掲注 (85) 史料, 2月15日
- 93 同上, 2月16日
- 94 「商店日誌」明治22年1月25日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (507)
- 95 前掲注 (43) 史料, 1月28日
- 96 同上, 1月26日
- 97 「明治廿三年二月中日誌」明治22年2月4日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (530)
- 98 同上, 2月5日
- 99 「商店日誌」明治22年2月9日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (518)
- 100 前掲注 (97) 史料, 2月9日
- 101 参考までに, 明治22年に忍路郡へ流入する漁夫は総勢2,460名で, そのうち西川家で雇用した漁夫が220余名と10%弱を占める。高島郡は1,910名のうち74名と4%弱を占める。前掲注 (5) 史料所収「漁夫数比較明治二十二年」142頁より
- 102 「商店日誌」明治22年2月9日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (508)
- 103 「明治廿三年二月中日誌」明治23年2月4日, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (552)
- 104 「商店日誌」明治23年2月4日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (547)
- 105 「商店日誌」明治23年2月12日, 小樽分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (542)

※■は破損により判読不能

- 106 前掲注 (104) 史料, 2月13日
 107 前掲注 (103) 史料, 2月12日
 108 同上, 2月13日
 109 同上, 2月16日
 ※■は虫食いにより判読不能
 110 同上
 111 前掲注 (103) 史料, 2月16日
 112 同上, 2月18日
 113 「明治廿三年三月中日誌」明治23年3月4日, 高島分店, 滋賀大学経済学部
 附属史料館保管 (553)
 114 同上, 3月8日
 115 「第九回明治十九年度 勘定帳」明治20年, 忍路支店, 小樽市総合博物館所蔵
 (西川家100) 及び「第十回明治二十一年度 勘定帳」明治22年, 同上 (西川家
 103) より
 116 「商店日誌」明治18年7月4日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
 管 (394)
 117 同上, 7月10日
 118 同上
 119 「商店日誌」明治19年7月8日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
 管 (417)
 120 同上, 7月9日
 121 同上, 7月15日
 122 前掲注 (119~120) に記載のある「函館汽船問屋」・「函館廻漕店」は, 明
 治19年に設立された「渡島組」(21年に「函館汽船会社」と社名変更) を指すと
 みられる。当初は蒸気船「渡島丸」(前掲注121記載の船名と合致) を所有し,
 21年に「北海道丸」(後掲注124・126・130・132記載の船名と合致) を購入。『函
 館市史』通説編第二巻 (930~932頁) より
 123 「商店日誌」明治22年7月8日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保
 管 (523)
 ※カッコ内は電報内容
 124 同上, 7月8日
 125 同上, 7月9日
 126 同上, 7月10日
 ※詳細は不明だが, 当時古平郡にも漁場を所有しており, その漁夫もあわせ
 て運搬したものとみられる。
 127 「商店日誌」明治22年7月8日, 小樽分店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家
 104)
 128 「明治廿二年七月中日誌」明治22年7月8日, 高島分店, 滋賀大学経済学部
 附属史料館保管 (535)
 129 同上, 7月9日
 130 同上, 7月15日
 131 「日誌」明治23年7月10日, 高島分店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家113)
 132 同上, 7月11日
 133 前掲注 (79) 史料, 3月31日

- 134 前掲注 (113) 史料, 3月8日
 135 前掲注 (14) 史料, 12月14日
 136 前掲注 (95) 史料, 1月5日
 ※カッコは筆者が補足
 137 前掲注 (55) 史料, 1月30日
 138 「イ印漁場受入水産物雑費仕込品仕訳表」明治22年, 高島分店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (629-3)
 139 「商店日誌」明治23年3月2日, 忍路支店, 滋賀大学経済学部附属史料館保管 (548)
 140 前掲注 (113) 史料, 3月2日
 141 「忍路郡各村西川漁場中損益一覧表」明治19年, 忍路支店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家93)
 142 「ナカイチ高島分店店員及各漁場使用人調」明治24年, 高島分店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家153)
 143 「小樽分店並ニ漁場拾ヶ所鍛冶場惣人数」明治23年, 忍路支店, 小樽市総合博物館所蔵 (西川家106)
 144 前掲注 (79) 史料, 3月5日
 145 同上, 3月6日
 146 前掲注 (113) 史料, 3月7日
 147 越崎宗一『鯨場史話: 郷土史ノート』(1963年) 所収「西蝦夷地高島運上家日記」慶応2 (1866) 年より